

会 議 録

1 会議名

平成26年度第9回三和区地域協議会

2 議題

- (1) 平成27年度地域活動支援事業の採択方針等について
- (2) その他

3 開催日時

平成27年2月19日（木）午後4時30分から午後5時25分まで

4 開催場所

三和コミュニティプラザ 3階 多目的ホール

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者の氏名

- ・委員：田内会長、小山田副会長、江口委員、大原委員、岡本委員、小林康一委員、
小林則子委員、竹内委員、平林委員、松井隆夫委員、松井孝委員

（15人中11人出席）

- ・事務局：松本所長、山田次長、飯田班長

8 発言の内容

【山田次長】

ただ今から平成26年度第9回三和区地域協議会を開会します。金井委員から欠席の連絡をいただいています。田辺委員、山口委員からは遅れるか、もしかしたら欠席との連絡をいただいています。本日の出席人員は現在11名です。上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席がありますので、会議が成立していることを報告します。同条例第8条第1項の規定により、議長は会長が務めることとなります。それでは、会長からご挨拶をいただいた後、引き続き議事の進行をお願いします。

【田内会長】

— あいさつ —

会議録の確認について、1 番の江口委員から確認いただきたいと思いますので、お願いします。

議題に入ります。(1) 平成 27 年度地域活動支援事業の採択方針等についてです。事前に変更等が必要な個所について、意見を持ってきていただきたいとお願いしてあります。その意見に基づいて、協議を進めていきたいと思いますので、提出されている内容について、事務局説明をお願いします。

【飯田班長】

—資料No.3、資料No.4 により説明。—

【田内会長】

それでは 1 件ずつ整理をしていきたいと思います。まず、三和区地域活動支援事業のしおりの見直しについてということで、採択方針への追加項目です。4 補助としない事業として、4 項目を加えるということです。これは以前に地域協議会で了解されている案件でもありますので、このまま加えてもよろしいでしょうか。

—はい、という声あり。—

それでは、これを加えるということでお願いします。

次のページの内容について、委員から要望のあった検討内容ということで、案として出されています。先ほど事務局から説明がありましたが、26 年度の、このしおりの見直しに関して、同じ委員から今回もこういった内容で、完全に言葉は一致していませんが、内容的には同じような内容で見直しをしてくれということで出されております。去年は、12 名の委員のうち、10 名が現状のままでいいと、2 名がこの内容で改定が必要だということで、一応今までと同じような、団体の代表が委員であれば、採決には加わらないということで、いいんじゃないかということで決まりました。去年と同じような内容ですが、提案された委員としてどこが違うのか、何か不都合があったのか、その辺を皆さんに分かるように説明していただけたらと思います。

【松井隆夫委員】

不都合ということではないですが、実務者という代表でなくても、実務者という団体等でそういうケースもあるわけです。そういうことで文言を付け加えたということです。

【田内会長】

また蒸し返しというような話になっちゃうかもしれませんが、実務者という範囲をどうするかという考え方もあります。たとえば町内会から提案があったときに、実務者という

のは誰なんだと。代表は町内会長ですが、役員を実務者という風に判断するのか、それぞれケースによってだいぶ違って来るものですから、去年もそういった内容で、団体によってだいぶ考え方が違うから、一概にこういう決め方をしたらよけい難しくなり、団体ごとに決めなきゃいけないので、難しくなってしまうんじゃないかというような意見があって、結果的には、今までどおりでいいんじゃないかという風に、議事録読むとそうなっています。

【平林委員】

委員が帰属する団体からの申請、この帰属するという言葉の意味合いというか、範囲というか、そういうものをもう少し具体性を加えたほうが良いような気がします。

【田内会長】

それは別の話であって、出されている案についてどうでしょうかという議論をしていますので。

【平林委員】

だから今出されているものを、私が話した内容も中に含まれるんじゃないかと思われま

【田内会長】

言っている意味が違うと思います。ここで委員は、代表役員及び実務担当者が委員であった場合には、としています。

【平林委員】

帰属する委員が、帰属するという言葉がどの辺の範囲をいうのか。どういう内容を言うのか。

【田内会長】

帰属というのは、所属しているという風に理解すればいいんじゃないですか。

【平林委員】

大きく含まれるということになるんですね。

【田内会長】

そういうことです。

【平林委員】

この運用の中に出てくる内容も含まれるということになりますか。

【田内会長】

質問の意味が理解できないんですけども。提案されている委員の考えは、代表者と実務担当者が委員であった時には、審査に加わらないほうがいいですよということをおっしゃっているわけですよ。

【平林委員】

代表役員及び実務担当者であった場合には、というのは、帰属するに含まれるんじゃないですか。

【松井隆夫委員】

帰属するということになりますと、たとえばここでいいますと、関係している人がいっぱいいるわけですよ。そうなってくると、あまりにも広範囲で、会の運営としても問題になります。会長が言われるようにちょっと違ってきますので。

【田内会長】

だから皆さんで相談して、所属する団体の責任者としました。

【平林委員】

会長に答えてもらわなくてもいいんです。皆さんの意見をお聞きしたいんです。

【松井隆夫委員】

帰属という言葉は含む必要はないと思っています。

【田内会長】

そんなにこだわらないでもいいと思います。そういうルールで決めましたから。

【小林康一委員】

そこまで帰属ということになりますと、あまりにも範囲が広い。たとえば町内会から出された場合、町内会の役員やっていたら外れてしまう。そういうことになってしまう。そうするとあまりにも人数が減ってしまう。一人、二人、どの案件についても必ず減ってしまいます。そういうこともあり得ます。そこまで縛りは必要ないと思います。

【田内会長】

ほかに何かございますか。

【松井孝委員】

実務担当者としたときに、提案をされたときに、私たちが採点、ヒアリングも含めて、どう解釈するかなんですね。その人は本当に実務だったのか。その辺のとらえ方、たとえば、町内会が提案された場合、町内会の役員が実務をやっていたと。あるいは町内会の役員が実務をやっていたと。その辺をどう解釈するかだと思うんですが。明確のものは示さ

れないと、ちょっとわかりにくい部分があるのかという気がします。

【田内会長】

それで前回も同じような議論をしたんですよ。それで皆さんの総意として、いやそうは言ったって、たとえば町内会の会計だとか、副会長だとか、そういう人を外すということになってくると、ほかの団体はどういう風にするんだとか、それぞれいろいろな団体があって、団体ごとに全部決めないといけない。この人はずすんだというように、一覧表見たいに作らないといけないというのは、大変じゃないですかということになって、今まで通り代表者だけでいいだろうという風に、前回は決められた。これが去年の2月です。

【松井孝委員】

たとえば今の話の続き、それを事務局側のほうに提案をされてきたときに、事務局がどう判断をするかなんです。非常に難しい。

【田内会長】

事務局わからないですね。

【松井孝委員】

事務局のほうで、これは違うでしょということになれば、我々のところまで上がってこない部分なんです。どう解釈するかです。

【田内会長】

審査ですから、上がっては来るんですよ。ただその人が、自分は審査に加わらない立場だという意思表示をすれば、外れるんですけども。俺は実務者じゃないよという風にいえば、審査に加わってしまうわけですよ。だから実務者という範囲が非常にあいまいな状態になって、じゃあ役職まで決めるのかとか、どの範囲ということを明確にするのに網をかけにくいんじゃないかというのが考え方として、出されている。

【平林委員】

考え方として、帰属する、委員が帰属する団体ということになると、たとえばの話、会計だったり、あるいは評議委員だったり、あるいはそういう風なかたちの人たちが、帰属するという言葉に当てはまるのか、当てはまらないのかということにもつながってくるんじゃないかなと思います。

【田内会長】

ほかにどうですか。

【平林委員】

この帰属という意味はどういうところを指すのか。

【田内会長】

質問ですか、意見ですか。

【平林委員】

質問です。

【田内会長】

誰に質問しているんですか。

【平林委員】

それを皆さんに聞いていただきたい。

【田内会長】

帰属というのはどういう意味か質問出されていますけども。

前期の地域協議会で、このしおりを作ったときに、私もその仲間に入っているいろいろと意見交換しながら作りました。その時の考え方としては、帰属という言い方がいいのか、所属がいいのか、ということですが、こういった一般的な文書の場合、帰属という言葉を使ったほうがいだろうと、いうことで帰属という言葉を使ったということで、要は所属という風に簡単に考えてもらえればいいんじゃないかということです。この内容については、しおりを地域協議会で皆さんにお示しをしたときに、そこまで帰属という言葉にこだわったということはないという風に記憶しています。その時に説明としては、所属という風に考えてほしいという説明をしてあります。

【平林委員】

所属という説明がありましたが、所属であると余計に範囲が広がる考え方になるように思います。

【田内会長】

だから運用として、代表者に限ってという運用を決めたということです。

【平林委員】

そうすると帰属という言葉が当てはまらないんじゃないですか。

【田内会長】

そういうことはない。

【平林委員】

もっと言葉を変えなくちゃいけないんじゃないかなと思います。

【田内会長】

他の方どうでしょう。

【大原委員】

実務担当者まで入れちゃうと、本当に範囲が明確でなくなるということで、代表者だけに限定してもいいんじゃないですかね。あんまり広げちゃうと、このうちの半分がたとえば関連する問題があった場合とか、7割あった場合とか、7割外れて、残り3割の人で、いいですか悪いですかと審査するようなこともありうるかもしれない。これは委員だけの問題ですから。そういうことも考えると、代表者だけで私はいいような気がします。

【田内会長】

他の皆さんどうでしょう。

【平林委員】

私も今言われた内容の帰属という言葉ははずして、代表なら代表という言葉を活用したほうが、わかりやすいんじゃないかなと思います。16分の1とか2とかという話は全然関係ない話だと思います。

【田内会長】

ほかにどうでしょう。

【竹内委員】

地域活動支援事業は市から出ているんであって、ほかの区をまねするわけではないですけども、ほかの区はどういう形でやっていますか。事務局でわかりますか。

【飯田班長】

資料ナンバー2をご覧ください。平成26年度審査方法の上のほうに1,2,3と番号が振ってありますが、3の提案者(団体の代表者又は個人)が委員であった場合の対応ということで、そこに関係する案件に参加するかしないかということと、不参加の理由などが載っておりますので、そちらのほうを参考にいただければと思います。

【松井孝委員】

実務担当者というのは、その提案された当事者は、その団体のグループはわかるかもしれないけれども、我々は判断しにくい部分があるから、あくまでも代表者というものがすっきりするのかな、そんな風に思います。

【田内会長】

どうでしょう、岡本委員どうでしょう。

【岡本委員】

本当にその団体によっては、委員がみんなでもないですが、大勢入る場合もある。代表者のみがいいのか、その代表役員たとえば、その団体の三役とかありますよね。その辺までを含めて代表役員というんだったら、代表役員のほうがいいのかないかなという思いもあります。

【田内会長】

小林則子委員どうでしょう。

【小林則子委員】

普通実務担当者となると、役員関係ではなくて、実務担当者だからそれのみ、事務のみ行うものだから、普通の団体だとせいぜい三役くらいですかね。でもこの三和は代表者ということだから、代表者だけでも、統括して代表者だけでもいいのかないかなと思います。

【田内会長】

江口委員どうですか。

【江口委員】

委員が帰属するというのは、さっき田内会長が言ったように、一般の人だと思うんですよ。代表者だけでもいいんじゃないですか。

【田内会長】

ひとつお聞きしましたが、小山田副会長どうですか。

【小山田副会長】

当初、たとえば、私が所属している三和区振興会、私理事です。そこが問題になったんです。私は理事だからこういうのが出てきたら、降りるのかなと思ったら、事務局から、別に指示ありませんでしたし、自分も手を上げて、降りますということもなかったんで、そのまま来てしまったんですけども。一般区民から見たときに、この地域協議会に振興会の理事と言われる方が何人か入っていますよね。そこら辺で、不公平という言い方もおかしいけど、何か問題あるんじゃないかねと言うのは、言われたことはありました。そういう時は自分で抜けますと言って、抜ければよかったのかなという風には思ったことも実際ありました。その辺がはっきりしてもらえればいいかなという風に思いますけど。皆さんの総意でね。それがいいんじゃないかということになれば、採点に加わりますし、自発的な感覚で言われれば、それはまたそれでいいかなという風にもなります。

【小林則子委員】

普通ですと、理事は執行部ですよ。そうするとすべてがわかっているということですが、でも三和区の振興会という、たとえば今何割とか、大原委員が言われましたが、皆さん方何人かこの審査には加わらない形になっちゃいますよね。振興会だけなんですかね。

【小林康一委員】

私も振興会の理事でして、今まったく小山田副会長と同じ気持ちです。ある意味、おれは理事なんだから、してもいいんだなという半面、やっぱり心苦しいです。やっぱり皆さんからどういう風に見てくれているのかなという気持ちの一端はやっぱりあります。そこは単純に割り切れればいいのかなともいう感じももったりして、去年は参加させていただきました。ただここで言われているように、事務担当者というのは、代表者より以上に物事に、その案件に対して精通していると。一番わかっている。ある意味そういう性格もちえている。そういう風に思います。そういう意味では、精神的なものは理解できます。先ほどから出ているように、どこまで事務担当者にするかというのは、これはなかなか線引きは難しいんだろうなという風に思います。そこがはっきり明確にできるとするならば、私も賛成しますが、なかなか現状を考えれば、ちょっとうんーという感じですね。

【小山田副会長】

自主的にここには私は係わっておりますので、抜けますということはありませんよね。

—ありでよいという声あり。—

そういうことであれば、その方の自のかかわり具合だとか、そういうもので抜けられるということであれば、ご自分でよくわかっておられるわけですから。そういうことであればいいかなという風に思いますが、どうでしょう。

—いいんじゃないかという声あり。—

【田内会長】

地域協議会会長会議で、これと同じような考え方で、ルール化したほうがいいんじゃないかという考えを示された方がおりました。ただ、大勢の地域協議会の会長は、地域協議会委員は、個人だと。団体を代表して出てきているわけじゃないでしょと。どちらのウエートを高くしているか。この会議では、地域協議会委員としての立場でいろいろ話をしていく。団体の利益代表として話しているわけじゃないんだと、いうことで、それはもう個人にお任せするよりしょうがないんだと。誰はだめ、この人はだめ、という線引きすることもおかしいんじゃないかという意見を出された方が大勢いらっしゃいました。それを受

けて、そういうルール化というのか、市のほうの手順書には代表者は審議に加わらないとか、いうことは入れない。その結果からみると、ほかの地域協議会では、提案した人が審議に加わるか加わらないかというこの表を見ると、半数以上の地域協議会はそういう制約を作っていない。町内会長が提案しても、その方が地域協議会委員で、ここに参加しても審議には加われるというようなルールにされているということだろうと思います。あまり代表者の、自分たちの団体の利益の代表として、みんなを誘導して、あまりにもそれが強烈だと問題かもしれませんけども、一般的な地域協議会委員としての自覚に立って、採点に加わるのであれば、私はあまり制約を加えるべきではないという風には思います。

意見出揃ったということで、よろしいですかね。それでは、まず一つとして、今までの従来の方法で提案者が、提案する団体の長がその代表の長である方。たとえば町内会長がAという町内会から提案して、そのAの町内会長であったときには外れてもらう。というのが今までの考え方。それがいいか、ここに書いている、実務担当者まで含めて、外れてもらうほうがいいのか。ここで決をとりたいと思います。

今までの方法でよろしいという方挙手をお願いします。(8名)

案として出されました、代表役員及び実務担当者も外れるんだと、そのほうがいいんだと、こういう書き方にしたほうがいいという方、挙手をお願いします。(1名)

2名は棄権。

【小山田副会長】

棄権というか、もとにもどるということではないですね。帰属する団体から・・・。

【田内会長】

運用で今までやっているから、その運用が活着ているんだから、それでいいんじゃないかという、今まで通りでいいんじゃないかということと、こういう風に変えたほうがいいのか。2案だと思っているんですけどね。

【松井隆夫委員】

たとえば、今審査した段階で、代表役員というのと、実務担当者というものを除くかということを検討事項にあるわけですよ。ですから、たとえば、実務担当者を抜かしたらどうかということについての審議も私はする必要があるんじゃないか思います。代表役員ということと。この中身にこだわる必要ないわけですよ。代表役員、後ろにある実務担当者というものを除いて、これどうですかという案も審議されているわけですよ。

【田内会長】

それは案として出されていない。

【松井隆夫委員】

それは検討事項として、たとえばそういうものをどうでしょうかねということです。

【田内会長】

出されているのは、今までの案と、これだけでしょ。皆さんの話し合いの中で、ここの運用としてのこの2行の中から一つの案として、実務担当者をとったのも審議にしてくれという話、出てくればそれは審議として、のってきますけども、今の話の中では、はずしたらどうですかという提案はどなたからも出ていない。

【平林委員】

運用の案というのと、今の(1)のそのままということと、その2つに絞っておられるような提案をされておりますが、今この運用の案が出てきたから、こういう話がいろいろ話をされているわけです。それにこだわる必要はないんじゃないですか。

【田内会長】

どうして。

【平林委員】

運用でてきている案じゃなくても。皆さんの意見を聞きながら・・・。

【田内会長】

皆さんからほかの意見が出てきていないという話をしています。

【平林委員】

出てきているでしょ。

【田内会長】

採決取ってからでしょ。

【松井隆夫委員】

話の経過の中では、とったらどうかという話も会長されているでしょ。

【田内会長】

そういう案出されました。もし出されていたら撤回しますけども。

もう一度、やり直します。

原文のまま、問題ないと思われる方挙手お願いします。原文というのは、今までどおりのやり方。やってきた内容。よろしいですか。

【小山田副会長】

原文のままですよ。運用として・・・。

【田内会長】

代表者は外れるということ。

それが今までのやってきた内容ですので、それで、今までどおりで支障ないと思われる方挙手お願いします。(9名)

それでは、2番目として、検討案として出された委員が代表役員及び実務担当者となっている団体となっている場合、うんぬんという、これのほうの方がベターであると思われる方、挙手をお願いします。(0名)

それでは3番目として、及び実務担当者を外すということで、委員が代表役員となっている団体等が提案者の場合という、そのほうが良いと考えられる方、(2名)

それでは今まで通りということで、ご理解ください。

【松井孝委員】

もうひとつ確認ですが、今の運用として、文言をこのしおりの3ページのところのどこかに入れるわけですよ。

【松井隆夫委員】

ちょっと待ってください。事務局。これ私出したんですけども、ここの項目で私は入れるとっていない。こちらの冊子の、ここのところで私は、言ったはずですよ。なんか審査しているところが、ここのところでは、私はこういう言い方していません。提案したのにも。ここの表の運用のところには丸が付いているけども、何か勘違いして出されているような気がするんですけども。ここのところに関係する案件の審査に不参加というところに三和区は丸になっている。だけども、ここのところの備考のところ、こういう項目をいれたらどうですかという風に私はもうしあげておあげしたはずですよ。

【飯田班長】

確かにいただいた案件としてはそうですけども、しおりの中で決めていただいた運用として、結果がこちらに反映されるという意味合いですので、それは、必ずしもしおりに書いてないことでも、運用として決まればこちらにのるという考え方で今まではいました。

【松井隆夫委員】

他のところの文章を見ても、それはちょっと判断の仕方違うと思うんですよ。後で検討しますけども。私は出したときに、ここのところはこういうことですよとあなたに、注釈

を付けて、この文章をおあげした。

【飯田班長】

いったんこういう文案を作ったので、お返しして、見ていただいています。

【松井隆夫委員】

中身は私いいんですよ。それをただ、実務者をのぞいたらどうですかという返答したときに出てきたので、私もそれならそれでいいですよねと言ったんです。ただこのところの、審査方法という一覧の中で、丸をつけてあるだけでなく、普通のところは全部それを注釈でうたっているわけですよ。ここの3ページのこのところを全部どこのところもうたっていないんですよ。こういう帰属するなんていうのはね。備考のところ。丸だけでなく、そのほうがわかりやすいんでないですかと。帰属という言葉は、私はそれはそれでかまわないわけですよ。提案された中身がここら辺のところに来て、私とすれば、このあなたにこれを見せたわけですよ。ここのところで、注釈を入れたらわかりやすくいいんじゃないですかというところで、ただ、私が言うように、その状況で、それだったら実務者はずしてもらってもいいですよ。というようなことを申し上げたんですよ。

【松本所長】

しおりの(1)にかかわる運用については、以前の協議会の中で、取り決めにされていたという内容が、今までは、その団体の代表者は、参加できませんよという取り決めをしておったということですよ。それが書いてないものですから、松井委員は、ここに入れるべきということで、この案をご提案していただいたということですね。

【松井隆夫委員】

そうです。だから、帰属という文面のところで私は何もとやかく言っていないんですよ。

【松本所長】

運用の仕方はあった。だから事務局として、ちょっと訂正させていただきますが、以前のような、運用内容は、本来ここに記載しなくちゃいけなかった。それを、直すか直さないかという話が次として提案として出てきていたと。

【松井隆夫委員】

私とすれば、そういうつもりで事務局とお話をしたつもりなんですよ。

【田内会長】

今話がありましたように、このA3の表の丸の横に、団体の代表者は審査から外れるという文言を一文入れていただくということで、どうでしょう。

—はい、という声あり。—

ありがとうございます。それでよろしいですね。

—はい、という声あり。—

それでは次に移ります。資料ナンバー5をご覧ください。23年度から26年度までの項目について決めてきた内容が掲載されています。平成27年度、まず募集期間について決めなければいけません、いかが取り計らいましょう。

【竹内委員】

昨年同様でお願いします。

【松井隆夫委員】

少し締め切りを早めたらどうでしょうかね。25日とか、20日とかという形で、もうだいたい募集そのものはみなさん周知していることですのでね。1日から20日が土曜日か金曜日かわからないけど、その日がずれても構わないですけど。

【田内会長】

ほかのみなさんどうですか。書くのが大変だとおっしゃっている皆さんが結構いらっしゃるんで、時間が長ければそのほうが少し安心するかな。

【松本所長】

4月30日は木曜日です。

【小林則子委員】

やはり年度も変わったり、あるいは団体のそれぞれの役員も変わる場合もありえるので、せめて30日までということ、1か月間ちょうどできればいいのかなと思います。

【田内会長】

ほかの皆さんどうでしょう。

今30日という案と、25日ころでどうだという案2つありますけども。

【松井隆夫委員】

会長、もうひとついいですか。事務局のほうに聞きたいんですけどね。相談に事前に来られるケースというのは、過去の状況としてどうなんですか。

【飯田班長】

事前相談の件数は、あることはあります。

【松井隆夫委員】

そしたら、月末までもっていかないと、やっぱり無理だな。

【田内会長】

20日頃まで相談に来る場合もありますよね。それから書き方指導していただいて、もってくれば、だいたい月末近くなっちゃう。

それでは4月1日から4月30日ということで決めさせていただきます。

—はい、という声あり。—

補助率、限度額、去年が補助率100%、上限150万円、下限1万円、ということでしたが、どうでしょう。同じでいいですか。

—はい、という声あり。—

それでは昨年と同じということで。採択方針、5項目、これはずっと変わっておりませんが、よろしいですか。昨年ちょっと提案されて、変えないこととなりました、提案件数の制限という項目があります。去年は同一の団体からの提案件数は、ある程度制限したほうがいいというご意見がありましたが、皆さんに審議していただいて、制限しないということになりましたが、27年度はいかがでしょうか。

—いいんじゃないですかという声あり。—

よろしいですか。

—はい、という声あり。—

それでは、昨年と同様。それからヒアリング、プレゼンテーション、昨年度は、提案案件に不明な点があったときは、ヒアリングを行うことができる。ただし、提案者が出席を拒否した場合、事務局が質問事項をまとめて提案者へ質問を行うと、いうことでまとまりました。27年度はどうしましょう。

—よろしいですという声あり。—

よろしいですか。

—はい、という声あり。—

それでは昨年と同様ということですが。審査方法、説明については事務局の補足説明、協議は委員全員による協議、採点は採点票により委員個々に採点、利害関係者は、先ほど来から問題になっていた、審査から除外と、これは、団体の長ということですが。それから、審査項目は、基本審査、三和区の採択方針、共通審査基準ということですが、これについて、どうでしょう。

—昨年同様でよいとの声あり。—

よろしいですか。

—はい、という声あり。—

傾斜配分はなしということでやってきましたが、このままでよろしいですか。

—はい、という声あり。—

採択ライン、下限点数の設定ということで、11点ということですが、この点数は変える必要はあるでしょうか。

26年度みたいに提案件数が少ないと、11点でも、通っちゃうわけですよ。その辺のもうちょっと質を高めるには、点数を上げたほうがいいという考え方も出てくると思います。

【松井隆夫委員】

採点を11点というのは、結局そのランクにある、評価の中で、合計11点の中に2点という採点ですよ。3点以下があったときには、これはやっぱり内容自体を全員で検討すべきではないか。たとえば、合格ラインになっているんだとした場合、3点以下があった場合ですよ。合計点数の中に、11点の中に。これはちょっとやっぱり検討すべきじゃないかという気がしますよね。思うんですけどね。

【田内会長】

昨年も松井委員からそういうお話があって、皆さんで議論して、そんな面倒くさいことやめと、いう話になったわけです。対案としては、点数を少し2点くらいアップして、ぎりぎりくらいの引っかかっているものについては、我慢してもらおうという方法のほうがすっきりしていいんじゃないかと思うんですけども。

—いいと思いますという声あり。—

【小山田副会長】

私はその2点ほど13点くらいにして、当初からの意見でした。

【田内会長】

11点にした背景というのは、最初の時はなかなか出していただけでないし、説明も下手で、我々が理解できない部分があって、点数の付け方もよくわからないということで、あまり高い点数に設定すると、みんなだめになっちゃうということで、11点という点数にしました。その当時はたくさん提案があったものですから、15点とか16点くらいだと、みんな落ちちゃうんですよ。ところがだんだん提案件数が減ってくると、提案された件数が全部入ってきていると、というような状況になりつつあるんで、その辺をどうするかということだろうと思うんですけども。全部だめだという意味ではなくて、ちょっと質的に問題があるかなと思っても通っちゃう。

【松井隆夫委員】

私は2点にこだわっているんですけども、それにするときになると、13点くらいの最下限ラインに持っていけば、3点以下は無くなってくると思います。ですからそれも一案です。ので、評価点を13点くらいに引き上げたらどうなのか。

【田内会長】

そういうことですが、皆さんご意見どうでしょう。

【平林委員】

私も今の小山田副会長、松井委員の意見に賛成なんですけど、だいぶこの地域活動支援事業の時間もたっているんで、だいぶ中身も浸透してきたので、その辺で11点を13点にあげたほうがいいような気がします。

【田内会長】

今までどおり11点でいいというかた挙手願います。(2名)

【岡本委員】

13点に上げて、補助金額に対しての残額がいっぱいあれば、2次募集をするということなんですよね。

【小林則子委員】

審査するのは、委員ですよね。だったらもう少し考えれば、中身を精査して、しっかりしおりにのっとり、していたら、点数は11点なら11点でいいのかなとも思っちゃうんです。

【田内会長】

普通だと3点でしょ。5項目あるから15点ですよ。そこに2が4つまであっても、1つが3点だと、11点なんです。これは3ですよ、という評価がみんなに一律同じなら全然問題ないんですけどね。それぞれ評価の仕方がばらばらなもので。ようは、極端な話、その真ん中の15点にすべきじゃないかという意見もある。ただそれだと非常に難しいんで、最初に作ったときには、11点という点にしたんです。ところが11点が妥当性があるかというとなかなか。出せば通っちゃうということになりかねない。

【小林則子委員】

昨年、何か見ると、そんな感じになっていますよね。

【田内会長】

それではもう一度やります。

11 点のほうがいいという方。(2 名)

13 点のほうがいいという方。(7 名)

ほかの点数がいいという方。

【松井孝委員】

本当は私思うのは、15 点だと思っています。たとえば、評価をしておいて、あなたは、たとえば5段階でいったときに、あなたが2ですよ。劣るんでしょ。劣っている人を本当はあげるといのはおかしいんですよ。だから、基準は3点。3点なら普通だから、そういう考え方のほうが統一しやすくいいですし、たとえばそこで、点数が足りなくて、だめな人については、理由が一番つくんですよ。ただし、心配されるのが、全部3点にならなくて、すぐられてしまった時は、また募集しなければいけないという部分もあるんですが、そこまで浸透してくれば、15点でもいいような気がしないわけでもありません。

【田内会長】

理想は私も15点だと思います。

【小林康一委員】

私も考え方とすればわかる。ただ、26年度まで11点で、いきなり15点というのものがなものかと思います。やっぱり提案する側とすれば、抵抗あるだろうと思います。そういう意味では、基本的には13点賛成なんだけど、手を上げなかったんですけども。ここは、どっちかということになれば、13点でとりあえずは、いいかた失礼ですけども、27年度は、13点のほうが、妥当性があるのではないかと感じます。

【松井隆夫委員】

今のでいいんですけども、ディスカッションしたり、ヒアリング全部やるということになると、本当は一番いいわけですけども、それは、やらないということですから、そういう点では、15点にしなくても、ある程度の評価はできるんですよ。ただそれは時間がない、そんなことまでやりたくないという皆さんのお考えのほうが、先に立っちゃっているから、今の状況で13点なら、13点でいきなり15点までという形になるとね、もう本当に今度判断するほうが難しくなってくるという状況だと思います。

【田内会長】

それでは、13点ということで決めさせていただきます。

—はい、という声あり。—

採択事業の決定、追加募集の実施ということで、26年度は、ボーダーライン上にある事

業は、補助率にかかわらず配分額までの額を補助額として採択することができる。ただし、辞退があった場合は、次点事業を繰り上げて採択することができる。残額が、配分額の5%以上あった時には追加募集をするということで、26年度はやりました。この文案でどうでしょう。よろしいですか。

—はい、という声あり。—

ということで、変更箇所は、採択ライン、下限点数、これが変わったということで、後は、基本的に変わらないということで、お願いします。この件については、これで終わります。

議題の(2)その他にうつります。上越市長から、前回私どもに諮問された内容について、妥当であるということで答申をした件ですが、これに対する通知がきております。上越市三和体育館の使用料の変更について、です。平成27年1月29日付けで答申のあった、諮問第68号上越市三和体育館の使用料の変更について、下記のとおりとしますので、お知らせします。諮問のとおり、上越市三和体育館の使用料を変更することとし、平成27年度上越市議会3月定例会に所要の条例案を提出します。皆さんに了解いただいた案を市議会に提案するという通知が来ています。この件について何かありますか。

—ありません、という声あり。—

もう一件、上越市三和スポーツ公園の使用料の変更について、ということで、同じように通知がきております。よろしいでしょうか。

—はい、という声あり。—

次回の会議について、事務局からお願いします。

【山田次長】

次回の会議でございますが、自主的審議事項の提案や委員の皆さまからの請求があった場合は開催しなければならないとなっておりますが、それ以外につきましては会長一任ということでよろしくをお願いします。

【田内会長】

それでは以上をもちまして平成26年度第9回三和区地域協議会を閉会といたします。ありがとうございました。

9 問合せ先

三和区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL：025-532-2323（内線215）

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。